

第33回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年3月13日(月)午前9時30分から10時20分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員(21人)

1番	林	敏文
2番	河村	明
3番	熊野	茂公
4番	埤田	定
5番	林	清市
6番	繁本	武紀
7番	神田	公司
8番	大嶋	順子
9番	上野	政之
10番	城	俊治
11番	中邑	照司
13番	田村	浩昭
14番	西岡	宏道
15番	久保田	等
16番	小田	博
17番	宮内	昭寿
18番	松浦	信行
19番	藤本	準一
21番	弘田	靖
23番	山本	忠男
25番	田村	耕一(会長)

4 欠席委員(3人)

12番	杉尾	正
20番	藤井	訓志
24番	吉原	則行

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく
農用地利用集積計画の承認について

議案 第3号 特定農用地利用規程の認定に係る意見について

報告 第1号 光市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の制定
について

報告 第2号 光市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程
の制定について

報告 第3号 農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第4号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第5号 農地の転用事実に関する照会について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 川村 彰

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第33回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、12番 杉尾 正 委員、20番 藤井 訓志 委員、24番 吉原 則行 委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日の出席委員は21名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、18番 松浦 信行 委員、19番 藤本 準一 委員 をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入ります。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」ご説明いたします。

それでは総会議案の1ページをご覧ください。

今月の申請は1件でございます。

では番号の1番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第3条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、大字束荷地内にある2筆で、地目は田、面積は合計で2,762㎡の自作地です。譲渡の事由ですが、現在弟が経営・所有する農地を、兄が譲り受けるものであり、将来に向けて世帯等として農地の管理を一本化させていくことを目的とするものであり、家族間での話し合いの結果、贈与による所有権の移転を行うこととなったものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、申請地は譲受人が所有する農地から近距離にあり、営農計画書のとおり耕作に

便利であり効率的に農作業が行われること、また、借り受ける予定である農機具の確保の状況、農作業に従事する家族の状況等から見て、今回取得する農地を含め、取得後の全ての農地について効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得ですので適用はございません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人及び世帯員等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは充分満たしており問題ないと考えます。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についても、該当しないと考えます。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては地区担当委員の林 清市 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 林委員、補足説明をお願いします。

5番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号の 1 番は原案のとおり決定いたしました。

事務局

続きまして議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、平成 29 年 3 月 1 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書（案）をご覧ください。

今回は、新規の計画が 122 件、208 筆で面積は 361,810 m²、更新が 196 件、427 筆で面積は 509,366 m²、新規、更新の合計は 318 件、635 筆で合計面積は 871,176 m²となっております。

うち、農地中間管理事業分については、借受農用地リストで示されているとおり、96 件、166 筆で合計面積 287,190 m²が対象であり、また、農用地利用配分計画の予定としては、農事組合法人が 3 法人、合同会社が 1 法人となっております。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

つづきまして、議案第 3 号「特定農用地利用規程の認定に係る意見について」です。

これにつきましては、平成 29 年 2 月 22 日付けで光市長より立野周南地区の特定農用地利用規程の認定について意見を求められております。

別紙の立野周南地区特定農用地利用規程認定申請書をご覧ください。
認定申請書の利用規程に記載がございますように、**3.4ha**を集積する目標をもって実施するものでございます。

これにつきましては、特定農業法人としての認定を受けるために必要な要件である、農地の利用集積に基づく動きの一つでございます。

特定農業法人として認定されることではじめて、諸々の利便なものが受けられる、そしてまた当該地域の担い手不足が解消できる、そういった制度でございます。直近では光農会、以前には石城の里、佐田、つかりについても同様に担い手不足を改善するための農地の利用集積のための事業を行っております。

対象農地の場所は、別紙の最後のページに地図を添付しておりますが、岩田と島田の駅の間を県道沿いで跨線橋の西側、このあたりの農地について集積をするということで規定を定めているものでございます。

説明については以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第**3**号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第**3**号は原案のとおり決定いたしました。
続きまして報告事項に入ります。

事務局

それでは報告第**1**号「光市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の制定について」でございます。

こちらにつきましては、農業委員会制度が大きく変わっていく中で、農業委員会が委嘱を行う「農地利用最適化推進委員」を選任していく手続等について、農業委員と同様の手続を踏むものでございます。

この「光市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の制定について」の告示は**3**月**7**日付で行いました。

内容につきましては、規程の趣旨、候補者の推薦及び募集、担当区域、

担当区域については前回の総会で 10 地区各 1 名ということで議決をいただいております。

被推薦者及び応募者の資格、募集の周知、推薦及び応募の手続き、推薦及び応募の期間、期間については概ね 1 月、農業委員の募集の公告を同時に行うものです。

候補者の評価につきましては、報告第 2 号で触れます候補者評価委員会設置規程を設けまして、候補者の評価をしていくという流れになります。評価委員会の意見をもって新しい農業委員会の体制で決定を行い、委嘱をするという流れとなります。なお、あくまで準備段階は現在の農業委員会で行うものでございます。

推進委員の補充につきましては、10 地区 10 人について地区を定めて決めておりますので、何らかの理由でこれが欠けた場合にそのまま空白の状態に放置しておくことは違法状態になりえますことから、推進委員につきましては「速やかに」補充をするものとして定めております。

その他につきましては農業委員会が別に定めるという形でございます。

なお、推薦と応募の様式につきましても添付をしておりますとお知らせしております。様式の内容につきましては、評価を行う上で必要となる事項について記入していただく形としております。

続きまして報告第 2 号「光市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程の制定について」です。

こちらにつきましては、農地利用最適化推進委員を選任するにあたり、候補者を評価する評価委員会を農業委員会に設置するため、報告第 1 号と同日の 3 月 7 日付で告示をいたしました。

評価委員会につきましては、農業委員会が決定を行う前段として、候補者の評価を行うために設置をするものでございます。

任務については農業委員会からの求めに応じて評価委員会を開催し、候補者の評価をするものです。なお、農業委員につきましては市長が評価委員会に評価を求め、評価委員会が答申をするという流れとなっております。

組織につきましては、(1) 農業委員会の会長、(2) 同会長職務代理、(3) その他会長が必要と認めるもの、として規程に定めております。現時点で (3) については農地部会の部会長、同会長職務代理、新聞および年金推進部長の 3 名を事務局案として考えておりますが、実際には評価委員会の開催について会長決裁の後に確定することとなります。

評価委員会の委員長については会長が、副委員長については会長職務

代理ということで定めております。

その他参考人、庶務等についても農業委員の例に倣って定めたものでございます。

他各市町においてもおおよそ同様の項目、流れで規定をされており、また当市の法令担当部署とも協議の上で定めたものでございます。

続きまして報告第3号「農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続きまして報告第4号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は2件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

また、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続きまして報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」です。

これは「山口地方法務局 周南支局」からの照会によるもので、該当する土地の現況についての調査です。

照会の件数は1件で、内容については記載のとおりでございます。

現地調査は、5条転用許可済みのものでしたため、事務局1名による現地確認を行い、記載のとおり回答いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長

只今の報告第1号から5号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますの

で、御了解いただきたく存じます。

以上で第33回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成29年3月13日開催の第33回光市農業委員会総会の議事録である。

平成29年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印